

## 宇宙・海洋開発特別委員会

### 排他的経済水域に関する法整備推進ワーキンググループ

#### 次第

平成28年4月28日(木) 8:00~9:00

党本部リバティ4号室

#### 1. 開 会

#### 2. 挨拶

河村建夫 宇宙・海洋開発特別委員長

武見敬三 海洋総合戦略小委員長

山本一太 排他的経済水域に関する法整備推進ワーキンググループ座長

#### 3. 議 事

排他的経済水域及び大陸棚に係る

我が国の権益の保護に関する法律案要綱(案)について

説明: 小倉 将信 WG事務局長

#### 4. 閉 会

排他的経済水域及び大陸棚に係る我が国の権益の確保に関する法律案要綱（案）

第一 法律の目的

この法律は、排他的経済水域等（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項の排他的経済水域及び同法第二条の大陸棚をいう。）における我が国の権益を確保するとともに、海洋に関する国際的な秩序の形成及び発展を図るため、海洋法に関する国際連合条約（以下「国連海洋法条約」という。）に基づき、排他的経済水域等における人工島、施設及び構築物の設置等及び海洋の科学的調査に関する国連海洋法条約に定める主権的権利その他の権利の行使について必要な措置を定めるものとする。

第二 定義

- 一 この法律において、「外国人」とは次に掲げる者に該当するものをいう。
  - 1 日本の国籍を有しない者
  - 2 外国の政府、外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの又は外国法に基づいて設立された法人その他の団体
  - 3 国際機関

第三 排他的経済水域等における人工島、施設及び構築物の設置等に関する規制

- 一 外国人は、排他的経済水域等においては、次に掲げるものの設置、運用又は利用（以下「設置等」という。）を行ってはならない。ただし、内閣総理大臣の許可を受けた場合はこの限りでない。
  - 1 人工島
  - 2 天然資源の探査、開発、保存及び管理その他排他的経済水域等における経済的な目的で行われる探査及び開発のための活動に係る施設及び構築物
  - 3 その他排他的経済水域等における我が国の権利の行使を妨げ得る施設及び構築物
- 二 一の許可を受けようとする外国人は、内閣府令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
  - 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 2 設置等を行おうとする人工島、施設及び構築物の概要
  - 3 設置等を行おうとする人工島、施設及び構築物の用途
  - 4 その他内閣府令で定める事項
- 三 内閣総理大臣は、二の申請が次の各号のいずれにも適合するものと認められるときでなければ、許可をしてはならない。
  - 1 人工島、施設及び構築物の設置等を行おうとする海域における船舶の航行の安全に影響を及ぼすものでないこと
  - 2 海洋環境の保全に影響を及ぼすものでないこと
  - 3 その他我が国の排他的経済水域等における我が国の権利の行使を妨げ得るものでないこと
- 四 内閣総理大臣は、一の許可をしようとするときは、あらかじめ、外務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

五 内閣総理大臣は一の許可を受けた外国人による人工島、施設及び構築物の設置等が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

- 1 許可に付した条件に違反したとき
- 2 三の許可基準を満たさなくなったとき

六 許可を受けた者が人工島、施設及び構築物の運用又は利用を廃止したときは、遅滞なく内閣総理大臣に届け出るとともに、直ちに人工島、施設及び構築物を除去しなければならない。

七 一の許可を受けずに人工島、施設及び構築物の設置等がなされた場合又は人工島、施設及び構築物の運用又は利用を廃止した者が当該人工島、施設及び構築物の除去を行わない場合は、内閣総理大臣はその除去を命ずることができる。

#### 第四 排他的経済水域等における海洋の科学的調査に関する規制

一 排他的経済水域等において、外国人は海洋の科学的調査を行おうとする場合、その都度、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。当該外国人が他の国（我が国を含む。）に所属する者に委託して実施する場合及び他国（我が国を含む。）政府、法人又は自然人と共同で実施する場合（我が国政府又は政府関係機関が主として調査計画を策定するものであって、日本籍船を使用して実施する場合を除く。）についても同様とする。

二 一の許可を受けようとする外国人は、内閣府令で定めるところにより、当該外国人が所属する国の政府を経由して、次の事項を記載した申請書を調査開始の日から少なくとも六月前に内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 実施しようとする海洋の科学的調査に関する計画
- 3 その他内閣府令で定める事項

三 内閣総理大臣は、国連海洋法条約に従って、外国又は権限のある国際機関が、専ら平和的目的で、かつ、全ての人類の利益のために海洋環境に関する科学的知識を増進させる目的で実施する排他的経済水域等における海洋の科学的調査については、許可を与えないこととすることが適切とみなされる特段の事情がない限り、許可するものとする。

四 内閣総理大臣は、以下のいずれかに該当する場合は、許可を与えないことができる。ただし、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第二条第二号の規定に基づく政令により定められた大陸棚において行われる海洋の科学的調査については、1号に該当する場合を除く。

- 1 計画が天然資源の探査及び開発に直接影響を及ぼす場合
- 2 計画が大陸棚の掘削、爆発物の使用又は海洋環境への有害物質の導入を伴う場合
- 3 計画が人工島、施設及び構築物の建設、運用又は利用を伴う場合
- 4 計画の性質及び目的に関し提供される情報が不正確である場合又は海洋の科学的調査を実施しようとする者が以前に実施した調査に関する義務を履行していない場合
- 5 その他許可を与えないことが適切とみなされる特段の事情がある場合

五 内閣総理大臣は、一の許可をしようとするときは、あらかじめ、外務大臣その他の関

係行政機関の長に協議しなければならない。

六 内閣総理大臣は、外国人（外国政府を含む。）が一の許可を受けずに海洋の科学的調査を実施しているときは、当該調査の全部又は一部の停止を命じることができる。

七 一の許可を受けた外国人（外国政府を含む。）による海洋の科学的調査がその許可を受けたところに従って実施されていないときは、当該調査の全部もしくは一部の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

#### 第五 許可に係る条件、取締、罰則、担保金等の提供による釈放

一 内閣総理大臣は、第三又は第四に係る許可に期限又は条件を付することができる

二 内閣総理大臣は、第三又は第四に係る許可を受けた者に報告を求めること及び立入検査を行うことができる。

（構築物規制違反）

三 第三 一の規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、これを併科する。

1 第三 一の許可に付された制限又は条件に違反した者

2 第三 七の規定による命令に違反した者

（海洋の科学的調査規制違反）

五 次の各号のいずれかに該当する者は、〇〇円以下の罰金に処する。

1 第四 一の規定に違反した者

2 第四 一の許可に付された制限又は条件に違反した者

3 第四 六の規定による命令に違反した者

（共通）

六 検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、もしくは虚偽の陳述をした者は、〇〇円以下の罰金に処す。

（没収）

七 五及び六の場合においては、犯人が海洋の科学的調査により収集した情報及び船舶又は設備その他海洋の科学的調査の用に供される物は没収することができる。

（担保金等の提供による釈放）

八 この法案の規定に違反した罪に当たる事件に関して拿捕が行われた場合には、司法警察員である者であって政令で定めるもの（以下「取締官」という。）は、当該拿捕に係る船舶の船長及び違反者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を告知しなければならない。

1 担保金又はその提供を保証する書面が主務大臣に対して提供されたときは、遅滞なく、違反者は釈放され、及び船舶その他の押収物は返還されること。

2 提供すべき担保金の額

九 八の規定により告知した額の担保金又はその提供を保証する書面が政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

十 取締官は、九の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者を釈放し、及び押

収物を返還しなければならない。

十一 検察官は、八の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

十二 担保金は、主務大臣が保管する。

十三 担保金は、事件に関する手続において、違反者がその求められた期日及び場所に出頭せず、又は返還された押収物で提出を求められたものがその求められた期日及び場所に提出されなかったときは、当該期日の翌日から起算して一月を経過した日に、国庫に帰属する。ただし、当該期日の翌日から起算して一月を経過する日までに、当該期日の翌日から起算して三月を経過する日以前の特定の日に出席し又は当該押収物を提出する旨の申出があったときは、この限りでない。

十四 十三ただし書の場合において、当該申出に係る特定の日に違反者が出席せず、又は当該押収物が提出されなかったときは、担保金は、その日の翌日に、国庫に帰属する。

十五 担保金は、事件に関する手続が終結した場合等その保管を必要としない事由が生じた場合には、返還する。

十六 八から十五の規定における主務大臣は政令で定める。

## 第六 法執行体制の強化等

一 国は、我が国の排他的経済水域等に係る権益の確保を図るために必要となる情報の収集、整理、分析及び提供に努めなければならない。

二 国は、排他的経済水域等に係る主権的権利の適切な行使が確保されるよう、関係行政機関相互の連携を図るとともに、外国人が行う海洋の科学的調査に関する監視、排他的経済水域の巡視及び外国人による人工島、施設及び構築物の設置等に係る違反行為の防止等に関する対応の一層の強化を図るため、海上保安庁の体制の強化その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第七 国際約束の誠実な履行等

この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないように留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならない。

## 第八 その他（附則で規定）

（海洋の科学的調査に関する二国間の特別の枠組みについて）

案 1 二国間の特別の枠組みが存在する場合は、当該枠組みを当分の間維持することを附則で規定する（事態の変化に応じて、当該枠組みの相手国による海洋の科学的調査もこの法案の規制対象とする）

案 2 特別の枠組みの相手国から当該枠組みに則った対応がなされた場合、許可を行ったものとみなし、違反に対しては、この法案の規定を適用する

（外交的努力）

二 国は、我が国の排他的経済水域等と外国の排他的経済水域等が重複する海域が存在することに伴う問題に対応し、国際法に基づいた解決に向け、外交政策に全力を挙げて取り組まなければならない。

(排他的経済水域等の開発及び利用の促進)

三 国は、海洋の開発及び利用が我が国の経済社会の存立の基盤であり、海洋産業の健全な発展が我が国経済社会の発展に果たす役割が極めて大きいことに鑑み、我が国の排他的経済水域等の開発及び利用に関する取組みの強化を図るため、海域の特性に応じた排他的経済水域等の開発及び利用の促進に関する特別の措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 国連海洋法条約上の各海域における 人工島・施設・構築物の建設

		自国	他国
排他的 経済水域 /大陸棚	人工島	○	×
	施設・構築物	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的目的のもの ×</li> <li>・沿岸国の権利の行使を妨げ得るもの ×</li> <li>・それ以外は基本的に○</li> </ul>
領海	人工島	○	×
	構築物・施設	○	×

○: 任意に建設可。

×: 沿岸国の許可が必要。



## 参考： 国連海洋法条約関連条文 (抜粋)

### 第56条 排他的経済水域における沿岸国の権利、管轄権及び義務

- 1 沿岸国は、排他的経済水域において、次のものを有する。
  - (a) 海底の上部水域並びに海底及びその下の天然資源(生物資源であるか非生物資源であるかを問わない。)の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利並びに排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のためのその他の活動(海水、海流及び風からのエネルギーの生産等)に関する主権的権利
  - (b) この条約の関連する規定に基づく次の事項に関する管轄権
    - (i) 人工島、施設及び構築物の設置及び利用
    - (ii) 海洋の科学的調査
    - (iii) 海洋環境の保護及び保全
  - (c) この条約に定めるその他の権利及び義務
- 2 沿岸国は、排他的経済水域においてこの条約により自国の権利を行使し及び自国の義務を履行するに当たり、他の国の権利及び義務に妥当な考慮を払うものとし、また、この条約と両立するよう行動する。

### 第58条 排他的経済水域における沿岸国の権利、管轄権及び義務

- 3 いずれの国も、排他的経済水域においてこの条約により自国の権利を行使し及び自国の義務を履行するに当たり、沿岸国の権利及び義務に妥当な考慮を払うものとし、また、この部の規定に反しない限り、この条約及び国際法の他の規則に従って沿岸国が制定する法令を遵守する。

### 第60条 排他的経済水域における人工島、施設及び構築物

- 1 沿岸国は、排他的経済水域において、次のものを建設し並びにそれらの建設、運用及び利用を許可し及び規制する排他的権利を有する。
  - (a) 人工島
  - (b) 第五十六条に規定する目的その他の経済的な目的のための施設及び構築物
  - (c) 排他的経済水域における沿岸国の権利の行使を妨げ得る施設及び構築物
- 4 沿岸国は、必要な場合には、1に規定する人工島、施設及び構築物の周囲に適当な安全水域を設定することができるものとし、また、当該安全水域において、航行の安全並びに人工島、施設及び構築物の安全を確保するために適当な措置をとることができる。
- 5 沿岸国は、適用のある国際的基準を考慮して安全水域の幅を決定する。安全水域は、人工島、施設又は構築物の性質及び機能と合理的な関連を有するようなものとし、また、その幅は、一般的に受け入れられている国際的基準によって承認され又は権限のある国際機関によって勧告される場合を除くほか、当該人工島、施設又は構築物の外縁のいずれの点から測定した距離についても五百メートルを超えるものであってはならない。安全水域の範囲に関しては、適当な通報を行う。
- 8 人工島、施設及び構築物は、島の地位を有しない。これらのものは、それ自体の領海を有せず、また、その存在は、領海、排他的経済水域又は大陸棚の境界画定に影響を及ぼすものではない。

### 第80条 大陸棚における人工島、施設及び構築物

第60条の規定は、大陸棚における人工島、施設及び構築物について準用する